**最近の国の動きについて**

**【第６期障害福祉計画及び弟２期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて】**

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和２年度末までとなります。

そのため、令和３年度を初年度とする第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、了承されたところであり、国では上記案のとおり検討しています。

各事業所におかれましては、内容を確認の上、事業所運営に反映していただきますよう、お願いいたします

**【相談支援専門員の研修制度の見直しについて】**

相談支援従事者研修制度の見直しにつきまして、令和２年度から、新たな告示及び研修要綱に基づき相談支援従事者研修を実施されます。

令和２年度からは、意思決定支援研修を専門コース別研修の新たな研修メニューが追加されますので、ご確認ください。

また、詳細なカリキュラムや日程等については、後日都道府県より発表されますので、今しばらくお待ちください。

**【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系の見直しについて】**

令和元年度より、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について見直しが行われており、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の要件が平成30年度とは異なりますので、改めてご確認ください。

また現在サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として配置されている方につきましても、実践研修や更新研修の修了が必要となるなど、従来の制度から大きな変更がございます。

必要な研修を修了せず、サービス管理責任者等の資格要件を満たさなくなった場合、そのサービス管理責任者を配置している事業所はサービス管理責任者欠如減算等の算定をすることとなります。

該当する研修を終了しなかった場合、サービス管理責任者欠如減算を免除するといった対応はいたしませんので、十分にご注意ください。